

みさきネット向けインターネット接続サービス [揭示利用規約]

電気通信事業法第二十三条により揭示規約とします。
下記アドレスに揭示しておりますのでご確認ください。
<http://www.oninet.ne.jp/keiyaku>

(規約)

第1条 岡山ネットワーク株式会社(以下「oni」といいます)は、oniが運営するみさきネット向けインターネット接続サービス(以下「本サービス」といいます)をご利用いただくにあたっての会員規約(以下「本規約」とします)を、第3条所定の本サービス利用契約(以下「本契約」といいます)に適用します。

(サービスの概要)

第2条 本サービスは、美咲町ラストワンマイル事業による光ファイバーネットワーク網を介して、oniNetに接続する機能を提供するものです。
2. 美咲町ラストワンマイル事業による光ファイバーネットワークの制限や変更により、oniが提供する本サービスの内容等も変更となることがあります。
3. 美咲町の都合によりみさきネットが終了する場合は、本サービスも終了します。

(契約申込みの方法)

第3条 本サービスを利用するには、oniとの間で本契約を締結する必要があります。
2. oniは、「みさきネット」利用者についてのみ、本契約の申込みを受け付けるものとします。
3. 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した所定の契約申込書をoniに提出していただきます。
(1)料金表に定めるインターネット接続サービスの種類
(2)その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約の成立)

第4条 本契約は、oni所定の手続きに従い、oniに対して本契約の申込みを行い、oniがこれを承諾することにより成立します。
2. oniは、審査の結果、契約申込者が以下のいずれかに該当することが、判明した場合は、その申込みを承諾しない場合があるものとします。
(1)契約申込者が存在しないとき
(2)契約申込をした時点で、本規約の違反等により会員資格の停止処分中、もしくは過去に本規約の違反等で処分を受けたことがあること。
(3)契約申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあること。
(4)契約申込をした時点で利用料金の支払を怠っていること、過去に支払を怠ったことがあること、またはケーブルテレビの利用料金の支払を怠っていること。
(5)契約申込者が、未成年者その他他単独では有効な法律行為をすることができない者であって、法定代理人その他の同意を行うことができる者の同意を得ていなかったとき。
(6)oniの業務の遂行上または技術上支障があるとき。

(契約の種類・内容・料金)

第5条 本サービスの種類・内容・料金は、別表に記載のとおりとします。

(個人情報の取扱いについて)

第6条 oniは、情報セキュリティ・個人情報保護基本方針に基づき、本サービスを運営するうえで知り得た契約者の個人情報、通信の秘密を第三者に漏えいしないものとし、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等を防ぐものとします。ただし、プロバイダ責任制限法等関係法令、あるいは監督官庁による開示命令、または捜査協力要請を受けた場合はこの限りではありません。
2. 契約者は、本サービス運用のため会員の氏名、住所等の個人情報を美咲町との間でやり取りすることを、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
3. 情報セキュリティ・個人情報保護基本方針については、oniのホームページに掲載し、契約者はいつでもこれを参照できるものとします。

(契約者の義務)

第7条 契約者が国内外他のネットワークを経由して通信を行う場合、当該他のネットワークの規則に従うものとします。

(契約者端末の設置、維持責任)

第8条 契約者は、自己の費用と責任において、会員端末(本サービスの提供を受けるための電子計算機等)を美咲町が用意する接続機器まで接続するものとします。

(アカウント)

第9条 契約者が、本サービスを利用するにあたり必要となるアカウント名、パスワード、アドレス等(以下「アカウント等」といいます)は、別途oniが指定し契約者に貸与します。
2. 契約者はアカウント等の管理においての責任を負うものとし、第三者の不正利用に関する全ての結果についてもその責任を負うものとし、
3. oniが契約者に貸与したアカウント等は、当該会員のみが利用できるものとし、第三者の使用、譲渡、再貸与、相続等は一切できません。
4. 契約者に貸与されたアカウント等が第三者によって不正に利用されたことが発見された場合、またはパスワードを忘れた場合は、契約者本人は直ちにoniにその旨を届けるものとします。
5. oniが契約者にアカウント等を通知する場合は、当該契約者本人宛ての郵送のみとします。
6. 契約期間満了後、契約者のアカウント等は当然にoniに返却され、oniがこれらのアカウントをいつでも停止できるものとします。

(禁止行為)

第10条 契約者は本サービスを利用するうえで次の各号の行為を行ってはけません。
(1)誹謗・中傷・わけつけ等、公序良俗または法令に違反する文書・図画などの頒布および掲示
(2)他の契約者または第三者に迷惑・不利益を与えるなどの行為
(3)oniのサービスの提供に支障をきたすおそれのある行為
(4)第三者、または実在しない者に成りすまして本サービスを利用する行為
(5)第三者の著作権やその他の権利を侵害する行為
(6)ネットワーク設備に継続的に過大な負荷をかける行為(ネットワーク帯域を占有する行為等)
(7)その他oniが不適当と判断した行為
2. 契約者が前項で禁止する行為を行った場合、その行為に関する責任は当該契約者に帰属し、oniでは一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者が本条第1項で禁止する行為により、oniのサービスに支障をきたした場合、契約者は、oniがそれに被る損害に相当する金額を賠償するものとします。
4. 契約者が本条第1項に定める禁止行為を行った場合、oniは自らの判断で、当該契約者に対する事前の告知または承諾を得ることなく、情報の削除もしくは当該サービスの提供を一時的または継続的に停止することができるものとします。

(契約者に帰属する権利物の管理)

第11条 oniは、契約者がインターネット上に公開した権利物(文章、画像等)について、明らかに本規約第10条第1項に違反すると判断したときは、契約者の断りなくこれを削除することがあります。

(その他の利用規定)

第12条 契約者は、oniが本サービスを通じて提供するインターネット利用の一般的なルール、およびoniが必要に応じて随時行う指導に従うものとします。

(利用料金と支払方法)

第13条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、別途定める料金等を支払う義務を負うもの

とします。

2. 契約者が本サービスを通じて第三者のサービスを利用する場合は、当事者間での直接契約を行うものとします。
3. 契約者がoniに対して料金等の支払い義務を履行しない場合、契約者は年利14.5%の遅延損害金の支払い義務を負うものとします。
4. 契約者は本サービスを解約する場合、またはoniから契約者資格の失効を受けた場合もその債務を免れないものとします。
5. 契約者が本サービスを利用するうえで必要となるハードウェア、ソフトウェア、設定、サービスまたは電気通信費、電気料金その他の諸費用一切全ては、当該契約者が負担するものとします。

(消費税)

第14条 消費税込にて表記しております。

(料金規定)

- 第15条** 本サービスの支払い方法、料金等は別途oniが取り決め、oniの本サービスの申し込みに関連するoniのホームページ、広告、申込書等に記載、あるいは、同封するものとします。
2. oniは本サービスの料金についていつでも変更することがあります。ただし、料金等が値上げを伴う場合には、その変更が有効となる30日前までに電子メールおよびホームページへの掲載により告知するものとします。
3. 本サービスの料金等について契約者は実際にサービスを利用したかどうかにかかわらず、当該契約期間中のサービス提供を受けたものとしてその支払い義務を負うものとします。
4. oniは、キャンペーン等により、一時的、継続的、または限定的にいつでも特別価格を設定することができるものとします。

(停止)

- 第16条** oniは、美咲町が行うみさきネットファイバー・ネットワーク網の保守点検作業、またはoniが行うシステムの保守作業および停電や天災などの不可抗力、その他の事由によりやむを得ず運営を停止することがあります。
2. oniは自社が行う保守作業・システム変更作業によりサービスを一時停止する場合には、原則として事前に契約者にその旨を通知します。ただし、緊急を要する場合には、事前の通知なくサービスを一時停止し、事後にサービス停止の理由をお知らせします。

(利用の制限)

- 第17条** oniは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給確保または秩序の維持のために必要な事項及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって、事業法施工規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。
2. 契約者は通信が著しくふくそうした場合において、通信が相手方に着信しないことがあることをよういするものとします。
3. 契約者が、oniの電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
4. oniは、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、oniもしくは第三者ネットワークに過大な負荷を与えている場合、またはoni所定の通信手順を用いて行われた通信について、契約者の通信を制御または帯域を制限する場合があります。
5. oniは、特定の地域等との通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合には、その地域等との通信の全部又は一部の利用の制限又は中止する措置をとることがあります。
(1) oniは、アクセスしただけでマルウェア(不正かつ有害な動作を行う、悪意を持ったソフトウェア)に感染させる可能性の高いウェブサイト(以下「マルウェア配布サイト」)に関して、oni設備で必要な範囲において通信(アクセス先IPアドレス又はURL)を検知し、oniが指定する悪性サイトリスト作成管理団体から提供される悪性サイトリストに基づき、(コンピュータ通信網サービス)契約者がアクセスしようとするウェブサイトが、マルウェア配布サイトである場合には、その接続要求に対して、その通信を一時停止し、注意喚起を行うため、当該通信の制限をすることがあります。
(2) oniは、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータ(以下「C&Cサーバ等」)へのアクセスに係る通信に関して、oni設備で必要な範囲において通信(宛先FQDN)を検知し、oniが指定するC&Cサーバ等リスト作成管理団体から提供されるC&Cサーバ等リストに基づき、契約者が、インターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際に、C&Cサーバ等とアクセスしようとする場合には、そのアクセスを遮断し、当該通信の制限をすることがあります。
(3) oniは、oniの電気通信設備(これに付属する設備を含みます。)を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、サービスの全部又は一部の利用を中止する措置を取ることがあります。
(4) 本条の規定により、契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(利用制限の解除等)

第18条 契約者は書面等による請求により、第17条(利用の制限)第5項の第1号及び第2号による、当該制限(検知及び一時停止等又は遮断)の措置を解除することができるものとします。

(児童ポルノ画像のブロック)

- 第19条** oniは、インターネット上の児童ポルノ流通による児童の被害権利侵害の拡大を防止するために、oni又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。
2. oniは、前項の措置に伴い必要限度で当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
3. oniは、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が認められる場合に限り行います。

(免責事項)

- 第20条** oniは、天災、不可抗力による事故等、oniの責めに帰すことのできない理由により本サービスが停止した場合において、契約者が被った損害については一切の賠償の責任も負わないものとします。
2. oniは契約者が本サービスを通じて得る情報について、その正確性、完全性、有用性について一切保証いたしません。
3. oniは、明示的、暗示的を問わず本サービスの信頼性およびパフォーマンスについて一切の保証を行わないものとします。
4. oniは、契約者が本サービスを利用するうえで第三者との間に生じた一切の紛争に

ついて関与する責任を負わないものとし、その解決について、契約者はo n i に損害を与えないものとします。

(契約者による解約)

- 第21条** 契約期間の途中で、本契約の解約を希望する契約者は、所定の解約申込書に必要事項を記入のうえ、これをo n i に提出する必要があります。
- 契約者は、o n i に対し、郵便、電話、ファックス、電子メールその他別途o n i が指定する方法で、解約申込書の送付を請求することができます。
 - 本契約は、解約申込書で契約者が指定した日または解約申込書がo n i に到着した日のいずれか遅い日をもって解除されます。
 - 前項における解約において、契約者が既にo n i に支払い済みの料金等はいかなる場合においても返金されないものとします。
 - 契約者が最低利用期間内に本条の解約を行う場合、契約者はo n i に対し、o n i の定める期日までに料金表の定めにより解除料を支払わなければなりません。
 - 前項の最低利用期間は契約の日の属する月から1年とします。ただし、付加機能については別途定めます。

(o n i による解約)

- 第22条** o n i は、契約者が以下に該当すると判断した場合、本契約を解除します。
- (1)第10条の禁止行為を行った場合
(2)料金の支払いを遅延した場合
(3)o n i が、本サービスの契約者として不適当と判断した場合
 - o n i が本契約を解除する場合においても、当該契約者が既にo n i に支払い済みの料金は返却されないものとします。

(反社会的勢力の排除)

- 第23条** 契約者は、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1)暴力団
(2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
(3)暴力団準構成員
(4)暴力団関係企業
(5)総会屋等
(6)社会運動等標ぼうゴロ
(7)特殊知能暴力集団等
(8)前各号の共生者
(9)自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、本条本項第1号ないし8号のいずれかに該当する者を利用していると認められる関係を持つ者
(10)本条本項第1号ないし8号のいずれかに該当する者に対し資金等を提供し、便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している者
(11)その他前各号に準ずる者
 - 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
(1)暴力的な要求行為
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてo n i 等の信用を毀損し、又はo n i 等の業務を妨害する行為
(5)その他前各号に準ずる者
 - 契約者が、次のいずれかに該当した場合には、o n i は、何らかの催告を要せずして、本契約を解除することができます。
(1)第1項の確約に反する表明をしたことが判明した場合
(2)第2項の確約に反した行為をした場合
 - 前項の規定によりo n i Netの契約が解除された場合、契約者は、o n i に対し、o n i の被った損害を賠償することができます。
 - 第3項の規定によりo n i Netの契約が解除された場合には、契約者は、解除により生じる損害について、o n i に対し、一切の請求を行わないものとします。

(変更)

- 第24条** 契約者は、その氏名、住所、支払い方法、その他会員登録の内容に変更が生じた場合は、速やかにo n i まで連絡するものとします。

(申し込み受付の停止、およびo n i によるサービスの停止)

- 第25条** o n i は本サービスが次の各号に該当する場合、終了予定日の30日前までに契約者への郵送およびo n i のホームページ、電子メールによる告知を行うことにより、本契約を解除し、本サービスを終了することができます。
- (1)美咲町が本サービスの前提となるサービスを終了するとき
(2)その他やむを得ない事情により本サービスの提供が困難になったとき
 - 前項によるサービスの廃止をo n i が行う場合は、o n i は契約者がo n i に支払い済みの利用料のうち残存期間に相当する金額を月割り計算によって払い戻すものとします。
 - o n i は、次の各号に該当する場合は、本サービスの新規申込みを一時的、または無期限に停止することができるものとします。
(1)技術的な理由により新規申込みの受付が、本サービスの提供に支障をきたすおそれがあるとき
(2)本サービスの廃止を予定しているとき

(本規約の発効および変更)

- 第26条** 本規約は、o n i が契約者の本契約申込みを承諾したときから効力を生じます。
- o n i は、本規約および本サービスの内容を変更することがあります。
 - o n i は、本規約および本サービスの内容の変更は、事前に、原則として、電子メールおよびo n i のホームページにおいて告知します。ただし、o n i が特に必要であると判断した場合は、郵便等で告知する場合があります。
 - o n i が本規約または本サービスを変更した日から10日以内に契約者が本契約の解約を申し入れない場合、契約者は変更後の本規約および本サービスの内容を承諾したものとみなします。

(合意管轄)

- 第27条** 本契約、本規約および本サービスにおいて、o n i と契約者との間に紛争が生じた場合、岡山簡易裁判所または岡山地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

- o n i は特に必要がある場合には、この約款に特約を付することができるものとします。
- この規約は平成27年12月1日より施行します。
改訂 令和元年10月1日
改訂 令和3年4月1日

【別表】みさきネット向けインターネット接続サービス料金表

通 則

- 料金表の適用**
料金表の適用については、本規約第15条の規定によるものとします。なお、本規約は消費税込の表記になります。
- 最低利用期間**
本規約に定める最低利用期間は、利用料金の請求が生じた日の属する月から起算して1年とします。解除料は、利用料金の請求が生じた日の属する月から起算して、1年に満たない月数分の利用料相当額とします。
- 料金の支払方法**

本規約第15条	契約者は、本契約に基づいてo n i が当該契約者本人にメールアドレスを発行した日の属する月から起算して、契約の解除があった日の属する月までの期間（メールアドレス発行日と契約の解除または廃止があった日の属する月が同一の月である場合は1ヵ月とします）については、o n i が提供する本サービスの態様に応じて料金額に規定する利用料または使用料（以下「利用料等」といいます。以下この表において同じとします）の支払いを要します。なお、契約者が本サービスを利用したかどうかにかかわらず、契約期間中の利用料等の支払は免れないものとします。
---------	--

4. 利用料等

種類	内容	料 金		
		初期登録料	月契約	年契約
サービス	入門コース	4,400円	2,090円/月	22,990円/年
	100Mコース	4,400円	4,730円/月	52,030円/年
その他	メールアドレス変更	1設定 2,200円	—	—
	コース変更	1設定 1,100円	—	—
	解除	4,400円	—	—

- ※ただし、テレビとのセット料金を選択の場合、年払いによる割引はありません。
※o n i が提供する利用料等は月額であり、日割り計算は行いません。
※別途、美咲町へ回線利用料2,200円/月の支払いが必要です。
【※iPadレンタルサービスの新規お申込は終了いたしました。】

種類	内容	料 金		
		初期登録料	月契約	年契約
iPad レンタル サービス	iPad mini (16G)	11,000円	1台 1,650円/月	1台 19,800円/年
	iPad Air (16G)	11,000円	1台 1,980円/月	1台 23,760円/年

- ※1. 本サービスはo n i が提供するサービスであり、Apple Inc. が認定、後援、その他承認したものではありません。
- ※2. 最低利用期間を3年（利用料金の請求開始月を含む36ヵ月）と定めます。最低利用期間終了後は契約者へ譲渡します。なお、最低利用期間内に契約解除の場合、規約第18条に則り、最低利用期間に満たない期間のご利用料金（月額利用料×残余月数）と同額等の違約金を一括で支払わなければなりません。
- ※3. iPadは1契約につき最大2台までとなります。
- ※4. iPadの本体色はシルバー色のみです。
- ※5. iPadは1契約につき最大2台までとなります。
- ※6. iPadの所有権はo n i にあるものとし、利用者は本規約及びo n i の指示に従い、iPadを善良なる管理者の注意を以て利用、保管するものと、転貸、改造、改変してはなりません。
- ※7. 前項6. に違反した場合、本サービスの利用から生じるあらゆる損害金の全額は利用者の負担となります。
- ※8. 利用者の故意若しくは重大な過失において、iPadに故障、滅失、き損等が生じた場合は、利用者はo n i に対して最低利用期間に満たない期間のご利用料金（月額利用料×残余月数）と同額等の負担金を支払わなければなりません。
- ※9. 利用者の故意若しくは重大な過失において、iPadに故障、滅失、き損等が生じた場合、利用者はo n i に対して最低利用期間に満たない期間のご利用料金（月額利用料×残余月数）と同額等の負担金を支払わなければなりません。
- ※10. 保守サービスについて、1年未満の自然故障の場合のみ無償対応致します。1年未満の過失、事故は有償対応となります。1年を超える対応は全て有償対応です。なお、1年未満で自然故障以外の修理交換費用は下記の通りとなります。
(1) iPad mini (16G) 33,000円
(2) iPad Air (16G) 38,500円
- ※11. 盗難・紛失の場合は一律弁済金として下記費用を申し受けます。
(1) iPad mini (16G) 42,680円
(2) iPad Air (16G) 53,680円
- ※12. iPadの故障等が認められた場合、正常なiPad（以下、「代品」といいます）を利用者に提供します。その場合において利用者がiPadに保存されているデータ並びにアプリのデータ移行は、対応できませんので、予め利用者において管理をお願い致します。なお、代品は、新品または再生品とするものとし、利用者はそのどちらかを選ぶことはできません。
- ※13. o n i はiPadの初期アプリケーションサービス以外の保証はいたしません。利用者が本サービス利用開始後に任意のアプリケーションサービスをインストールする場合は、利用者の責任において行うものとします。iPadの初期アプリケーションサービスの使用、または、任意のアプリケーションサービスのインストールおよび使用によりiPadに支障や不具合が生じた場合若しくは第三者への迷惑行為や不利益が生じた場合、o n i は一切の責任を負いません。
- ※14. キャンペーンでお渡ししている液晶保護フィルムは、お客様にて貼り付けをお願い致します。
- ※15. Apple Inc. が提供している「アップルケア」へのご加入は、今後の保守対応等出来なくなる為、ご遠慮願います。
- ※16. o n i にてiPadを設定する場合、アップルID取得の個人情報入力（IDやパ

- スワード・クレジットカード番号等)はお客様にてご入力をお願いします。
- ※17. アップルIDのID・パスワード等は、お客様の責任において管理をお願いします。oniは一切管理しません。
- ※18. 本サービスの契約終了に伴いiPadを返却した場合、利用者はiPad内のいかなる情報・データをoniが破棄または消去することに同意するものとします。

5. 内容

①基本サービス

項目	内 容
接続帯域 (ベストエフォート)	入門コース : 5Mbps 100Mコース : 100Mbps
メールアドレス	入門コース : 1個(無料) 100Mコース : 3個(無料)
メールアドレス容量	全コース : 2GB (注1)メール保存期間は60日 (注2)メール送受信容量20MG
メールウィルスチェック	有り(無料)
メール転送機能	有り(ユーザー側で設定可能) 利用料金は基本に含む
Webメールサービス	有り(無料)
ホームページ容量	入門コース : 60MB 100Mコース : 60MB

②付加機能

種 類	単 位・料 金	条 件
電子メールアドレス追加サービス	追加1アカウント毎 330円/月	最大アカウント数は以下の通りとする。 入門コース : 5個(初期設定1個含む) 100Mコース : 5個(初期設定3個含む)
リモートサポートサービス	550円/月	

③手続きに関する料金

手数料等に係る諸費用は、初期登録手数料と各種変更・追加に係る費用を徴収します。

④契約者による解除

規約第21条に則り、最低利用期間内に解除した場合は解除料を徴収します。

6. 利用停止期間

本規約16条の規定により契約者のインターネット接続サービスを停止することがあります。利用停止期間中の利用料は適用しません。

7. ウィルスチェック

基本サービスに付属するメールアドレスで送受信される電子メールに対しては、oni指定のウィルスチェックソフトによるウィルスチェックが行われます。

- oniは、oni指定のウィルスチェックソフトが有する性能およびその他の仕様の範囲でウィルスチェック機能を提供するのであって、あらゆるコンピュータウィルスを検出し駆除することを保証するものではありません。
- 基本サービスに付属するメールアドレス宛てに送信される電子メールに、ウィルスが検出された場合はウィルスを駆除し、その旨の警告メッセージを添付して電子メールを送信します。
- oniのメールサーバから送信された電子メールにウィルスが検知された場合、ウィルスを駆除し、その旨の警告メッセージを添付して指定された送信先へ電子メールを送信します。
- 本ウィルスチェック機能に起因して、会員またはその他第三者に生じた結果的損害、付随的損害および遺失利益等に関して、有形無形を問わずoniはいっさいの責任を負いません。

付 則

(実施期日)

この料金表は、平成27年11月1日より施行します。

改訂 令和元年10月1日

改訂 令和3年4月1日

重要事項説明書 (必ずお読みください)

契約など

- パンフレット、加入規約、個人情報保護基本方針は必ずお読みください。

故障・事故など

- 天候・気象状況・事故・機器故障・改修メンテナンス工事その他の原因によりサービスが中断する場合があります。あらかじめご了承ください。またこの場合のあらゆる損害等については、岡山ネットワーク株式会社(以下「oni」といいます)は責任を負いません。

料金など

- 自動振替の際、領収書の発行は預金等通帳の記載により省略しております。請求書または領収書が必要な場合は、あらかじめお申し付けください。

解約など

- 契約期間中に発生した契約者の一切の債務は、解除後も履行されるまで存続します。
- 契約者は料金その他の債務について一部でも履行を遅延、もしくは解除したときは、oniの請求によりoniに対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をしていただきます。
- oniは、契約者から既に支払われた料金および消費税相当額を返還しないものとします。
- oniは、解約後、契約者に対する全てのサービス停止手続きを行います。また、速やかに契約者がアップロードしたデータおよび契約者が受信する電子メール等個人に帰属する情報の削除を行います。

情報セキュリティ・個人情報保護基本方針 (抜粋)

【基本方針】

岡山ネットワーク株式会社(以下「oni」といいます)は、地域のお客様の個人情報を適切に保護するため「個人情報の保護に関する法律」その他個人情報に関して適用される法令・規制および「電気通信事業における個人情報に関するガイドライン」を遵守し、情報の保護およびその取り扱いに努め、個人情報への不正アクセス、情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、滅失および毀損等を防止するために、適切な安全策等を実施し、厳重に管理いたします。また、情報セキュリティ確保に向けた取り組みを継続的に実施していくことにより、お客様にとって安全・安心なテレビ・インターネットサービス環境の提供を実現してまいります。

【個人情報の利用目的】

- 契約・工事、料金請求・収納業務等
- サポート・メンテナンス等
- 各種キャンペーン・イベント・商品等の案内、各種アンケートの実施
- サービスの変更、サービスの休廃止の通知
- お客様から寄せられたご意見、ご要望への対応
- サービスの向上、新規サービスの開発等

【個人情報の取扱い】

- 個人情報の収集にあたりお客様に対し、収集目的・利用範囲を明らかにし、同意を頂いた目的・使用範囲に限定し、適切にお取り扱いいたします。
- 個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対し、開示・訂正・削除を求められたときは、合理的な範囲でこれに対応いたします。
- 取扱い個人情報を厳正な管理下で保管し、取り扱う個人情報等のアクセス、紛失・破壊・改ざんおよび漏えいなどに対して適切な予防措置ならびには是正措置を実施し安全対策いたします。
- 個人情報を扱う業務を他の会社に委託する場合、個人情報を収集するときの承諾に基づく利用、提供、安全管理を守るように委託先に対する適切な契約や指導、研修を通じて管理致します。

【個人情報の提供先の範囲】

お客様の個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも提供いたしません。(第三者とは、oniおよびoniが委託したもの以外をいいます)

- お客様から同意を得た場合
- 人の生命、身体または財産保護のためあって、お客様の同意を得ることが困難な場合
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のためあって、お客様の同意を得ることが困難な場合
- 法令等の規程による場合

【個人情報の開示等のご請求について】

お客様の個人情報について、開示、訂正、追加等のご請求があった場合は、ご請求がお客様自身または正当な代理人によることが確認できた場合に限って、oniの内部規定に基づき対応いたします。

【対応窓口について】

連絡先 oniビジョン(岡山ネットワーク(株))コールセンター
住 所 〒700-0986 岡山市北区新屋敷町1-1-18
TEL 086-805-0202
E-mail cc-info@po1.oninet.ne.jp

oniの情報セキュリティ・個人情報保護に関する基本方針は、上記事務所およびホームページにて閲覧することができます。

ホームページアドレス <http://www.oninet.ne.jp>

